

(令和7年度税制改正による) 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年の給与の年末調整や令和7年分の所得税の確定申告などでは変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）ので、ご注意ください。

1. 基礎控除の見直し（個人住民税は改正されません）

① 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (括弧内の金額は、収入が給与だけの場合の収入 金額（注3）)	所得税の基礎控除		改正前
	改正後（注1）		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円（注2）		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円（注2）	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 655万5,556円以下)	68万円（注2）		
489万円超 655万円以下 (655万5,556円超 850万円以下)	63万円（注2）		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

住民税では、給与所得控除 55万円が 65 万円引き上げられましたが、基礎控除については変更がなく、43 万円のままです。

(注) 1 改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規程による加算額を加算した額となります。

2 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、上記の表の金額とは異なります。

4 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

② 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

2. 給与所得控除の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

① 給与所得控除の最低保証額が 65 万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

② 給与所得控除改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

3. 特定親族特別控除の創設（個人住民税も改正されます）

- ① 居住者が特定親族を要する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者の方を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下(注)の方をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子も含まれます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする方は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別除額】

給与の収入金額（括弧内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額(注)）		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下（123万円超 150万円以下）	63万円
85万円超	90万円以下（150万円超 155万円以下）	61万円
90万円超	95万円以下（155万円超 160万円以下）	51万円
95万円超	100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超	105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超	110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超	115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超	120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超	123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円

（注）特定支出控除の適用がある場合には、上記の表の金額とは異なります。

4. 扶養親族等の所得要件の改正（個人住民税も同様に改正されます）

基礎控除額の引き上げにより、次のとおり扶養親族等の所得要件が見直しされました。また、給与所得控除の見直しに伴い、「家内労働者等の事業所得等の所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件(注1)（括弧内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額(注2)）	
	改正後	改正前
扶養親族、同一整形配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

（注）特定支出控除の適用がある場合には、上記の表の金額とは異なります。